

生成 AI の使用に関する基本方針

2026 年 2 月 5 日

三育学院大学
学長 杉 正純

1. はじめに

生成 AI（ChatGPT 等）は適切な使用により、幅広い知識習得や批判的思考等の向上のための有用なツールになると考えられる。しかし、現時点では多くの問題点や個人情報などの管理におけるリスクがあり、この点についての理解が必要である。本学における生成 AI の使用については絶対的な禁止とはしないが、使用においては以下の基本方針を遵守する必要がある。

2. 本学における生成 AI の使用に関する基本方針

1) 個人情報や機密性の高い情報の入力禁止

生成 AI に個人情報や機密性の高い情報を入力することや、未公開の資料や研究成果等を入力することを禁止する。入力した個人情報や機密性の高い情報は生成 AI が学習するため、その情報が流出・漏洩する恐れがある。その際には、入力した者が社会的・法的な責任が問われる可能性がある点に留意する必要がある。

特に、看護学実習の学習過程および研究活動においては、患者・家族、指導者・実習施設等の個人情報や機密性の高い情報を扱うが、それに関わる情報の入力は一切禁止とする。

2) 生成 AI による出力情報に関する留意点

生成 AI による出力情報は、多くの誤りやバイアスが含まれることが多々ある。また著作権を侵害する内容が含まれることもあるため、生成 AI を使用した者に法的な責任が生じる可能性があることに注意が必要である。生成 AI の使用にあたっては出力情報を鵜呑みにするのではなく、内容の確認や裏付けを行ったり、著作権への配慮と批判的思考を持ちながら使用することに留意しなければならない。

3) 授業・研究等における生成 AI の取扱い

学校教育法(第 52 条)に、大学は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」を目的とする。生成 AI を用いて作成した文章等をそのまま使用することは、学生自身が探求、創造する力を養い、応用能力を展開させることには繋がらない。その意味から、生成 AI に依存し、生成 AI の出力をレポートや論文、学習課題にそのまま使用するなどの不適切な利用があった場合には不正行為となり、懲戒処分となる可能性があることに留意が必要である。

生成 AI の情報を参考資料とし利用する場合は、参考文献等の項目に利用日と入力内容を明記する必要がある。

なお、授業・研究等における生成 AI の細かい取扱いについては、

- (1) 教職員は『教職員向け生成 AI 活用ガイドライン』
 - (2) 学生は、『学修における生成 AI 活用に関する注意事項』
- を熟読し、これを厳守する。

3. 生成 AI に関する今後の対応

今後も生成 AI の使用については社会状況や文部科学省の指針などにより対応が変化する可能性がある。その際は適宜、生成 AI の使用についての通知をする。

なお、(1)『教職員向け生成 AI 活用ガイドライン』、(2)『学修における生成 AI 活用に関する注意事項』については、変化に応じて変更するため、最新版を参照する。

以上